

## 2003年度優秀修士論文

# 「信頼醸成措置」概念のルーマン理論による再規定 OSCEにおける信頼醸成措置を手がかりに

新田 裕子

## 目次

はじめに

第1章：「信頼醸成措置」の有効性と概念規定の問題

第1節：「信頼醸成措置」の論理と内容

第2節：OSCEにおける信頼醸成措置の歴史的発展過程

）ヘルシンキ信頼醸成措置（1975～86年）

）第二世代の信頼醸成措置（1986～90年）

）第三世代の信頼醸成措置（1990～）

第3節：「信頼醸成措置」概念における原理的説明の欠如について

第2章：「信頼醸成措置」の歴史的現象面における特徴とルーマン理論によるその意味づけ

第1節：OSCEにおける「信頼醸成措置」概念の変遷

）「安全保障の不可分性」と「信頼醸成措置」

）「価値観の共有」と「信頼醸成措置」

）OSCEにおける「信頼醸成措置」概念の意味づけ

第2節：「共通の利益」と「安全保障の不可分性」のルーマン理論による意味づけ

）ダブル・コンティンジェンシーと予期の問題

）不透明な相互行為者における関係性構築の可能性

第3節：ダブル・コンティンジェンシーとセカンド・オーダーの観察

第3章：「システム信頼」による「信頼醸成措置」概念の再規定

第1節：「システム信頼」概念について

第2節：「システム信頼」から見た信頼醸成措置

）OSCEにおける信頼醸成措置の漸進的発展についての分析

）OSCEにおける信頼醸成措置の交渉過程における特徴分析

）信頼醸成措置の具体的内容の意義

おわりに

## はじめに

本稿では、冷戦期に概念としても、具体的措置としても登場し、発展を遂げた信頼醸成措置（CBM：Confidence Building Measures）を扱う。信頼醸成措置は、事實的・経験的には既にその有効性が確認されており、現在でも安全保障上の措置として有効性を持つとされるが、原理的部分（＝信頼醸成措置の有効性が存在する理由）に関しては理解が欠如しているのではないだろうか。本稿は、その原理的説明を、社会学者であるニコラス・ルーマンの理論に依拠し、社会的・機能的分析によって試みるものである。本稿の最終的な狙いは、信頼醸成措置に関しての一般的な説明の孕む問題性を指摘し、原理的説明によって信頼醸成措置概念を明確化することで、現代国際社会における信頼醸成措置の重要な示唆的意味を浮かびあがらせることにある。

本稿では、主として、最も先進的な諸措置が信頼醸成措置として導入されているOSCE<sup>i</sup>の信頼醸成措置<sup>ii</sup>に注目し、上記考察を進める。

## 第1章：「信頼醸成措置」の有効性と概念規定の問題

### 第1節：「信頼醸成措置」の意味と内容

不信を払拭し信頼を醸成するための措置は、いつの時代にも存在していたが、安全保障上の措置として「信頼醸成措置」が概念化されたのは、近年になってからである（cf.A/36/474,para.60）。信頼醸成措置が概念として初めて国際文書の中で使用されたのは、1955年の国連総会決議914(X)であるといわれる（浅田1990a、91頁）。しかし、具体的措置として信頼醸成措置の導入が合意されたのは、1963年キューバ危機をうけての米ソ間におけるホット・ライン協定をまっけてであった。軍事的な側面で直接、信頼醸成措置として特定の取り決めがなされるようになったのは、1975年8月のCSCE最終議定書（ヘルシンキ宣言）が端緒である。その後、特にOSCEにおいて、信頼醸成措置は概念として発展し、具体的措置として実効性を発揮してきた。

ひとまずここで、信頼醸成措置の論理（意味）と内容（具体的措置）を明らかにしておこう。従来よりなされる信頼醸成措置の一般的な説明は、おおよそ次ぎのようであろう。これらは、様々な論者がOSCE等で実際に取られてきた信頼醸成措置を検討し、そこから導き出した定義や（Holst1983,p.3; 坪内1996、42頁；1997、71頁；1999、85頁；浅田1990a、95-96頁参照）、国際機関等の公式文書（cf. A/36/474; Helsinki Final Act 1975）を参考とし、それらに共通してみられる部分を抜き出したものである。本稿では、信頼醸成措置の基本論理、内容を次のように説明した上で議論を進める。

### 信頼醸成措置の論理

相互不信の可能性が国家間の緊張をもたらし、戦争への危険性を増大させる。  
互いの情報交換（互いに安全と安定を求めている意思の交換）がないところでは相互不信の可能性が増大する。  
したがって、戦争への危険性を減じるためには、すなわち安全保障政策においては、互いの情報交換を積極的に作っていくことが重要である。

信頼醸成措置では、こうした論理を土台として、信頼を醸成すること、さらにそれによって平和と安定を実現させることを狙い、以下のような様々な具体的措置がとられる。

### 信頼醸成措置の内容

【透明化の措置】軍事演習の事前通告・軍事演習への相互オブザーバー参加・対話・交流（威嚇や挑発の意思が存在しないことの意味表示）  
【規制の措置】軍事行動の規模の制限・軍縮（危機感・不信感の増大の否定）  
【検証の措置】ホットラインの設置・諸措置の履行状況査察（危機感・不信感が増大した段階で、それを否定するための担保措置／履行を保障する措置）

これら措置の事実に・経験的有効性は、OSCEにおける信頼醸成措置の、現在に至るまでの発展が証明するところである。

## 第2節：OSCEにおける信頼醸成措置の歴史的発展過程

### ）ヘルシンキ信頼醸成措置（1975～86年）

CSCEにおいてヘルシンキ宣言へと結実することになる信頼醸成措置の考えは、CSCE多国間準備交渉の中で、1973年1月にベルギーとイタリアによって提出された（坪内1994、69頁）。しかし準備交渉の参加国間では、信頼醸成措置のとらえ方に相違が存在し、交渉は難航した<sup>iii</sup>。そのため、ヘルシンキ宣言において最終的に合意された信頼醸成措置は、曖昧で緩やかな性格のものとなった。

ヘルシンキ宣言は、4つの基本的な取り決め（通常バスケットと呼ばれる）と会議のフォローアップに関する規定からなっている。信頼醸成措置はこのうちの第1バスケット「ヨーロッパの安全保障に関する諸問題」の中の「信頼醸成措置及び安全保障と軍縮の若干の側面」に規定されている。各国はここで信頼醸成措置として、大規模な軍事演習（総計2,5万人以上の兵力）に関して、21日以前に事前通告することの義務づけを盛り込むことに合意した。その他の演習、軍隊移動の事前通告や演習へのオブザーバーの交換等については具体的規定をせず、参加国の自発性に任せることに合意した。つまり、

ヘルシンキ宣言における信頼醸成措置は、「透明化」の要素は持つものの、「規制」や「検証」の要素を持たない措置となった。

しかし、ヘルシンキ宣言での規定が緩やかなものであったが故にNATO（北大西洋条約機構）・WTO（ワルシャワ条約機構）・NNA（非同盟・中立）諸国で任意の面における履行態度の差が顕著に現れたものの<sup>iv</sup>、ヘルシンキ信頼醸成措置は総じて遵守された。また、ヘルシンキ宣言には信頼醸成措置以外にも様々な規定が盛り込まれたが、その中で最も忠実に履行されたのが、当初から導入に消極的な国の目立ったこの信頼醸成措置であったことにも注目すべきだろう（cf. Ghebali 1989, p.20; Rotfeld 1983, p.76; 浅田 1990a, 116 頁）。

#### ）第二世代の信頼醸成措置（1986～90年）

ヘルシンキ宣言後も幾度か再検討会議等が開かれ、信頼醸成措置に関しての規定はその中で改訂が繰り返された。しかし、ヘルシンキ後のベオグラード再検討会議（1977年10月～78年3月）では、東西の意見の相違から、何の成果もなく次回再検討会議の日程を決めて終了した。また、次のマドリッド再検討会議（1980年11月～83年9月）<sup>v</sup>は、1979年12月のソ連によるアフガニスタン侵攻の余韻が残る中開催され、開催中も第2次冷戦と呼ばれるような東西関係の緊張が続き、CSCEプロセス自体の継続も危ぶまれる状態であった。しかしそのような中なんとか合意にこぎつけ、1984年1月に、ストックホルムで欧州信頼安全保障醸成措置軍縮会議（CDE）を開催することが決定された。

会議は予定通り開会され、1986年9月にストックホルム文書を採択して閉会した。この時期は、1983年末のアメリカによる欧州へのINF配備開始の影響もあって、ソ連が西側諸国との主要な軍備管理交渉の場から退席していた時期であったため、この会議が事実上唯一の東西間における重要な交渉の場であった。しかし、ここで合意された信頼醸成措置の諸措置は、特筆すべきことに、すべてが「政治的拘束力を有する」ものと規定された。さらに、適用範囲が「ヨーロッパ諸国の領域及び隣接する海空域」から「大西洋からウラルまで」に拡大され、事前通告の基準を1.3万人以上に引き下げ、通告期限も42日以前としたばかりか、7.5万人以上の兵力を用いる軍事演習は2年前に通告することを義務づけ、通告のなかった場合は実施を禁止できるとした。また、通告が必要な軍事活動は、他のCSCE加盟国からオブザーバーを招くことを義務づけた。さらに軍隊の移動の通告義務、軍事活動に関する「年間計画」の提出、措置の履行に疑義がある場合の査察の要求と、受け入れ国がこれを拒否することの原則禁止等も新たに決めら

れた措置である。このように、ストックホルム信頼醸成措置は、「透明化」という基本的役割に加えて「規制措置」、「検証措置」を導入し、ヘルシンキ信頼醸成措置に比べ格段の発展を遂げた。この発展によりストックホルム信頼醸成措置では、単に意図せぬ戦争の防止、あるいは「信頼の醸成」だけではなく、併せて「意図的な戦争」の準備を発見しそれを未然に防止する効果、あるいはその準備自体を困難なものにする効果をも持つようになった。これら措置によって、そしてさらに全ての措置が政治的拘束力を持つものとして設置されたことによって、他国の軍事活動のパターンを把握することが一層容易になったのである。このことから、一般に、ストックホルム信頼醸成措置は、第二世代の信頼醸成措置と呼ばれる。

### ）第三世代の信頼醸成措置（1990～）

その後ウィーンで再検討会議が開かれたが（1986年11月～89年1月）、この会議では、ストックホルム信頼醸成措置の履行監視が行われた以外、特筆すべき点はなかった。1989年3月にはウィーンにて信頼醸成措置に関する新たな交渉が開始され、1990年11月には中間成果がパリ・サミットに提出された（ウィーン文書1990）。ここでの新規導入措置には、「軍事情報の年次交換」、異常な軍事活動に関する協議と協力のメカニズムと、軍事的性格をもつ危険な偶発事故に関する規定からなる「危険軽減」、航空基地への訪問と軍事交流からなる「交流」、各国を結ぶ直接コミュニケーション網の設置を定めた「コミュニケーション」の規定、さらに諸措置の履行を討議するための「年次履行評価協議」の規定がある。改善項目としては、軍事活動の通告や規制条項などにおいてより詳細な取り決めがなされ、数値基準も引き下げられた<sup>vi</sup>。このようにストックホルム信頼醸成措置よりもさらに新たな措置の導入を達成し、精緻化がはかられたウィーン文書1990によって、CSCEにおける信頼醸成措置は、第三ステージ（第三世代）に入ったと言えるだろう。

この交渉は1992年2月に終了し、3月にウィーン文書1992が採択された。ウィーン文書1992においてもさらに適用範囲が旧ソ連の各共和国まで拡大され、新たな規定も設けられるなど、さらなる精緻化がはかられた<sup>vii</sup>。さらにその後1994年11月に採択されたウィーン文書1994<sup>viii</sup>や、1999年11月に採択されたウィーン文書1999でも、信頼醸成措置の各項目において一層の精緻化がはかられている。ウィーン文書1999では、それまでの規定に加え、新たに地域的な措置が新設され、2国間や多国間での信頼醸成措置の促進が謳われた。その他、情報提供項目に関する情報を追加すること、演習実施上の制限

にそれまでの人員や戦車以外にも装甲歩兵戦闘者や砲兵部隊の規模を追加すること等の規定も加えられ、OSCEにおける信頼醸成措置は益々の発展を見せている。

以上のようにOSCEにおける信頼醸成措置は、導入以来発展の一途を辿り、参加国が徐々に制約の強い措置を受け入れるようになってきている。なにより、信頼醸成措置に対する参加国の履行態度は良好であり、発展過程での積極的提案も行われた。こうした点から、OSCEにおいて信頼醸成措置は有効に機能しているということが確認できる。したがって、そこから敷衍して、信頼醸成措置は、現実の国際関係において実際に機能する事実的・経験的に有効な措置と確認できるであろう。

### 第3節：「信頼醸成措置」概念における原理的説明の欠如について

しかし、信頼醸成措置の事実的・経験の有効性が確認されたとしても、信頼醸成措置における安全保障と信頼との関係性、信頼の方法等に関して、従来の一般的説明では、概念的曖昧さを残してしまうように思われる。

たとえば、「敵国間での合意」という側面から考えても以下のような疑問が生じる。信頼醸成措置概念は、そもそも冷戦期、米ソ間や東西両陣営の熾烈な争いが存在したヨーロッパにおいて形成され、相互不信状況、またはその可能性を前提として実際に導入された措置である。先の論理からも既に明らかなように、信頼醸成措置は、相互不信状況においては、情報不足のため軍事行動における誤解や誤算による戦争の可能性が生ずるということのみを想定している。そして、「意図せぬ」戦争の可能性を減じ、国家間の安定を確保するという、いわば「共通の関心（利益）」を実現するためには、たとえ敵対関係にある国とであろうとも限定的な取り決めが可能であるとされる。しかし、たとえ「共通の関心（利益）」があったとしても、なぜ敵対国の間で合意が可能なのかという点が判然としないのではないだろうか。共通利益があったとしても、必ずしも合意が可能である訳でもない。そもそも、敵対国間においてなにがしかの合意が生まれることは非常に難しい。特にそれが自国の安全に深く関わる安全保障の領域においては、尚更である。冷戦時代、安全保障の側面で東西間においていくつかの取り決めがなされたことは事実であるが、しかし冷戦状況が悪化するとすぐさま交渉は頓挫してしまっていた<sup>ix</sup>。その中で唯一途切れることなく続けられた東西間での交渉がCSCEプロセスであり、信頼醸成措置に関しての交渉であった。そこにおいては、一体何が当事者の間に機能し、当事者間で合意が得られたのであろうか。

さらに「信頼」という概念に拘って考察しても疑問が生じる。信頼醸成措置とは、ヘル

シンキ宣言以降は特に、先の論理に従い信頼を醸成しようという試みであろうが、「信頼」概念の一般的な用法から言うと、合意ですら困難である敵国間に「信頼」が醸成されることは困難極まりない<sup>x</sup>。にもかかわらず信頼醸成措置は、元来敵対国間でとられた措置である。「信頼醸成」という言葉は、ある意味で誤りであると述べる論者もいるほどだ。なぜなら信頼醸成措置は、国家間の、殊に敵対国間の「信頼」や「信用」を創り出すことなどできないからである（坪内1999、77頁参照）。

従来 of 信頼醸成措置 of 概念規定（論理、内容）では、以上に関する説明が明確にできないであろう。敵国間においても信頼醸成措置が成立するとする根拠、あるいは成立の原理、そこにおける「信頼」の意味は一体何であるか。以下では上記問題点に着目しつつ信頼醸成措置を実現させしめている原理をさぐり、OSCE の信頼醸成措置を通して、信頼醸成措置の新しい解釈を試みる。「信頼」という方法が敵国間にも適用可能な、安全保障という目的に対して有効な方法であるということ、そしてその「信頼」を醸成する手段として、先の具体的な措置がとられている理由（原理的根拠）が明確になるのではないだろうか。

## 第2章：「信頼醸成措置」の歴史的現象面における特徴とルーマン理論によるその意味づけ

### 第1節：OSCEにおける「信頼醸成措置」概念の変遷

#### ）「安全保障の不可分性」と「信頼醸成措置」

その起源を見れば明白なように信頼醸成措置とは、元来国家間で「仲良くなるための手段」でもなければ、両者の敵対関係を根本的に変革しようという目的を持ったものでもない。そうではなく、先の論理に従って信頼醸成措置参加国間の敵対関係を前提としながらも、自国に他国への攻撃的意図がないことを参加国に確実に伝達することで、対立状況の中、少なくとも意図に反した戦争を防止し、如何に国家間関係の安定を確保するかという「共通の関心（利益）」を具体化したのが信頼醸成措置である（坪内 1999、78,85 頁参照）。この概念が具体的措置を伴って国際政治に登場した当初、「信頼の醸成」は第一義的な意味を帯びておらず、「信頼」は、国家間での軍事的規制や軍事力削減の方法を追求する過程の副産物としてしか捉えられていなかった。だが、CSCE では、この「信頼」を、単に交渉過程、あるいは具体的行動の実施過程の副産物としてではなく、その先に平和と安定を見据えての目的として捉えた。このことで信頼醸成措置には、積極的な意味が付与された。だが、「信頼醸成措置」概念には、CSCE において導入された時には「信頼の醸成」を目的化するというだけでなく、さらに加えて新しい意味付けがな

されたように思われる。

CSCEにおける信頼醸成措置で注目すべきなのは、当事者間の利害の共同性意識に加えて、相互に安全を保障しあわねばならないという考えが、そこに付与された点である。ヘルシンキ宣言では、「安全保障の不可分性(the indivisibility of security)」という、現在で言うところの「共通の安全保障」が明確に認識されるようになり、その安全保障観の一環として、信頼醸成措置が導入された。

こうした「安全保障の不可分性」という安全保障観については、OSCEの文書の中によく表れている。ヘルシンキ宣言においても、安全保障の基本的な考え方として、ヨーロッパにおける「安全保障の不可分性」という考え方が明記されたが、その後のOSCE文書の中でもしばしば登場している。たとえば、1994年のブタペスト宣言では、「(...)参加国の安全保障は他の全ての参加国の安全保障と不可分に結びついていることを確信している。参加国は、他国の安全保障の犠牲の上に自国の安全保障を強化しようとはしない。参加国は、CSCE地域及びその他の地域における安全と平和を強化しようとする共通の努力との調和の中で、自国の安全保障を追求する」(Budapest Document 1994, IV Code of Conduct on Politico-Military Aspects of Security para.3)とされている。さらに、この段階になるとこうした安全保障観(共通の安全保障観)に包括的な安全保障観を加え、共通・包括的安全保障観がとられるようになる。

#### ) 「価値観の共有」と「信頼醸成措置」

90年代に入ると、OSCEでは「価値観の共有(shared values)」がしきりに叫ばれるようになる。特に冷戦末期あたりからは、共通の安全保障を実現する基礎として、OSCE域内共通の価値や行動規範の形成が重視され始め、様々な規範設定が行われた<sup>xi</sup>。信頼醸成措置における規定もその一環である。さらに、共通規範の実現やその履行状況の監視は、内政干渉に当たらない「共通関心事項」として定められている。

こうした世界観が理念化されたもの、つまり「価値観の共有」という文言が盛り込まれた文書には、たとえば1990年11月の「新しいヨーロッパのためのパリ憲章」がある。ここでは、「価値の共有の永続的な厳守が我々を結びつける」(A new era of Democracy, Peace and Unity, para.3)とされた。その他1992年12月、ストックホルムで行われたCSCEの第3回外相理事会の決議でも、主に人的側面での協力について述べている箇所であるが、「価値観の共同体(Community of Values)」という理念が明記されている(Chapter 2, Decisions of Stockholm Meeting 1992)。

もちろん、「価値観の共同体」であるとの理念に対し、OSCEは現在では55ヶ国も参加国を有するため多様性からの反論もある。しかし重要なことは、OSCEでは、すべての価値観の一致ではなく、価値観に相違があろうとも、同意可能な最低限の原則を明らかにし、議論過程を共有することで、不同意なりの共通認識とそれに基づく行動規範が構築されたことであろう。OSCEでは、無理な合意の創出をすることはなく、互いの意見の相違や主張、思考、あるいは行動形式について理解するよう努め、その中で明らかになった同意できる部分に関してのみ取り決めを行うという方式をとっていた（坪内1997、72、80頁参照）。こうしたところにOSCEの最大の意義は存在し、「価値観の共有」とは、上記のようなプロセスで構築された「価値観」であれば共有できるということ、あるいはこうしたプロセスこそがOSCEにおいて重要な「共通の価値」であるということではないだろうか。そしてその「価値観の共有」が組織全体の安定化、強化につながるという認識を、OSCEでは持ち始めたのである。信頼醸成措置も、こうしたプロセスの中で、具体的措置として先に見たように成長を遂げ、概念としても発展した。

#### ）OSCEにおける「信頼醸成措置」概念の意味づけ

もともと信頼醸成措置は敵対国においてとられた措置であったが、敵対国を結びつけていたのは「共通の関心（利益）」に他ならない。しかし、ヘルシンキ宣言ではその「共通の関心（利益）」は、相互に安全を保障しあわねばならないという「安全保障の不可分性」という共通認識と密接に関係してくる。つまり単に利害において共通性があるということだけではなく、参加国（組織）全体の関係性を考慮し始めたということであろう。OSCEではこうした考え方の中で、信頼醸成措置として取り決められた制約を各国が自発的に受け入れ始める。「信頼の醸成」を目的として睨むという積極的な意味も信頼醸成措置に付与された。

さらに90年代以降、OSCEという組織全体の安定性などが重要であるという認識が、OSCEにおいて益々強まった。「価値観の共有」がOSCEという組織（システム）全体のつながり、堅固性、安定性、持続性、有効性を高めるとするような認識、さらにそうした認識の共有状態の共同確認意識が文書の中にみとれる。信頼醸成措置は、そうした組織としての成長プロセスの中で具体的措置として、また概念として発展を遂げてゆく。「安全保障の不可分性」の認識のみならず、「価値観の共有」を伴った堅固な組織であるという組織全体への安心感の共有性が、敵対国間において信頼醸成措置の導入を促していた「共通の関心（利益）」の保障へと、制約の受け入れへと参加国を向かわせたのだら

う。

このように信頼醸成措置の発展は、OSCEの基本理念と密接に関わって遂げられたが、この点が、実は安全保障における観点として、信頼醸成措置をとらえる観点として重要ではないかと考える。この点が、原理的にはいったいどういう意味なのかを、次節以降ルーマン理論の適用により深く考察したい。まずは、「共通の利益(関心)」「安全保障の不可分性」概念をルーマン理論で解釈するところから始めよう。

## 第2節：「共通の利益」と「安全保障の不可分性」のルーマン理論による意味づけ

### ）ダブル・コンティンジェンシーと予期の問題

OSCEにおいて信頼醸成措置と「共通の利益」「安全保障の不可分性」概念が、いわば相即的に意識された事態は、ルーマンでいうところのダブル・コンティンジェンシー状況からの社会システムの創発として理解できると考える。

ルーマンによると世界に生きる人間は、必然的に複雑性(Komplexitaet)と不確定性(Kontingenz: コンティンジェンシー)に直面せざるをえないが、諸々の予期(Erwartung)を通して選択を行うことで複雑性や不確定性に対処し、行動している。複雑性とは、「現実化されうる以上の可能性がつねに存在する」(Luhmann1972,S.31=1977、38頁)ことを指し、不確定性とは、現実の出来事や存在が、「別様にあることも可能」(Luhmann1984,S.152=1993、163頁)ということを指す。実際問題としては、複雑性は、諸々の可能性に対して選択が強制されることを意味し<sup>xii</sup>、一方不確定性は、選択に際して予期がはずれる危険性と、こうした諸々の危険に対処する必要があることを意味している。

さらに、社会的な相互行為が行われる場面においては、自己の選択は他者の出方如何にかかっているが、他者もまた同様な状況に置かれており、他者の選択も自己の選択に依存している。こうした相互依存性(選択の相補性)に対応して社会的相互行為に内在する不確定性は二重化される状況が生じるが、ルーマンはこのことを指して「ダブル・コンティンジェンシー(doppelter Kontingenz: 二重の不確定性)」状況という。こうした状況下では、双方共に自己の選択を行うに際して相手の選択を予期することが必要となってくるが、ということは、自己は他者の行動に対してのみならず、他者の予期に対してをも予期できなければならないという「予期の予期」(Luhmann1972,S.33=1977、39頁)の必要性が生ずる。他者においてもまた同様である。このように、相互行為におい

ては予期の予期というメタ・レベルでのパースペクティブが要されるのだが、この予期の予期はあまりにも複雑である。ダブル・コンティンジェンシー状況では、必然的に予期がはずれる危険性は高まり、それらへの対処の困難性も高まる。メタ・パースペクティブを有したとしても、あるいは有すれば有するほど、「予期」が複雑で如何に難しいかを認識するであろう。

こうしたダブル・コンティンジェンシー状況は、予期の予期の安定化（＝予期構造の構築）を通してのみ制御されるのだが、予期の予期の誤算の危険性は、どのようにして減少し、安定化しうるのであろうか。

#### ）不透明な相互行為者における関係性構築の可能性

そもそも個々人の意識内容には直接接近することは不可能であり、当事者たちのダブル・コンティンジェンシー状況は決して解消されえない。互いは互いにとって、永遠に見通しえないままの「ブラックボックス」でしかない。そうであるが故に、自己と他者は選択の際、常にダブル・コンティンジェンシー状況を想定せざるをえない。つまり相手と関わる際には、相手が不透明であるということを前提にした上で、いかにして相手と関わるることができるのかということを考えねばならない。

しかし、ルーマンは双方が「不透明」であるからこそコミュニケーションは要請され、現実化し、成り立つと捉える。ルーマンによれば、相互行為の場面では、自己と他者は、それぞれパースペクティブの非同一性を経験している反面、そうした経験の非同一性を共に経験している。この経験の一致を通じてこそ、未規定な状況を規定しようとする関心が生まれてくる。ルーマンは、ダブル・コンティンジェンシー状況、「まさしくこのことに基づいてみずからの行動を方向づけ、このことを考慮に入れてみずからの行動を規定しうる可能性が生じているのである」(Luhmann1984,S.152=1993,180頁)と述べる。したがってダブル・コンティンジェンシーは、コミュニケーション・システム(社会システム)形成の端緒である<sup>xiii</sup>。

このように、当事者間の選択連関の継起は、ダブル・コンティンジェンシー状況から創発される。そしてこのことによって、相互行為者はそれぞれみずからの選択的な行為の規定を、予期を、容易に行うことが可能になる。逆に、こうした予期の安定化を通して、不確かさの吸収が行われもする。

ダブル・コンティンジェンシーとは、あらゆる人間による相互行為に内在するものであるが、こうしたダブル・コンティンジェンシー状況の存在が、信頼醸成措置において

も合意を促す契機になったのではないだろうか。先程の信頼醸成措置でいうところの「共通の関心（利益）」というのは、まさに、このダブル・コンティンジェンシー状況によって生じた不確定性を減少するもの、つまり予期が外れる危険性に対処するというものと捉えられるだろう。信頼醸成措置が不信による情報交換の少なさから、誤算によって戦争が起こる可能性を想定している理由は、ダブル・コンティンジェンシーに起因する予期の困難性から説明できる。また、OSCE でとられた「安全保障の不可分性」はこうしたダブル・コンティンジェンシー状況から生じる関係性を表したものとして意味付けできると考える。

しかし、相互行為における関係性の構築は、上記要因のみならず、システム形成の前提条件としては、ルーマンが提示する「セカンド・オーダーの観察」が両当事者によって行われることが必要だと考える。本章第1節 で信頼醸成措置を捉える観点として重要ではないかと説いたのは、まさにこの観察視座のことである。このことを明確にするために、まずはルーマンにおける「観察」概念を見てみよう。

### 第3節：ダブル・コンティンジェンシーとセカンド・オーダーの観察

ルーマンによると、ある区別を用いてあるものを他のものから識別し、その区別のひとつの側面を指し示すことによって「見る」ことができるようにする作動が、観察である（クニール、ナセヒ 1995、112-114 頁参照）。この区別によって指示されなかった他方の側は、「見る」ことを可能にする「見えない」部分、「盲点」を形づくる。さらに盲点は、「区別」そのものに無自覚であることをも意味する。観察者は常にその観察の構成要素を成しており、観察の遂行中、ある区別を用いて観察を行っていながらも、その時自らが用いているこの区別そのものを見ることはできないのである。また、観察者によって用いられる区別は常に別様でありうる。ルーマンは、こうした観察者とその観察者の観察との関係、観察者と世界との関係に無自覚である観察者、つまり世界が観察者の観察（区別）から独立して厳然と存在すると信じている観察者を「ファースト・オーダーの観察者（Beobachter erster Ordnung）」と呼ぶ。この観察者は、世界を「世界の観察依存性に気付かず、現に見える限りでの世界を世界そのものとして存在論化（物象化）」（山口 2002、239 頁）する。一方、上記関係に自覚的であり、「区別による構成物」（山口 2002、239 頁）として世界をとらえ、観察者の観察をも含めて世界の現われを観察する観察者のことを「セカンド・オーダーの観察者（Beobachter zweiter Ordnung）」と呼ぶ。そして、他の観察者を観察するこの観察者は、観察された観察者の観察を導く区別を、自分

の区別を手がかりとして指し示し、観察することができる。このことにより観察されたシステムが、自分で見ることのできないものを見ることのできないということ、観察することができるようになる。そこからどの観察もある盲点に拘束されていること、自己もまた例外ではないことを認識するようになる（クニール、ナセヒ 1995、119-121 頁参照）。このように自己を相対化することで、自己の限界（＝盲点）を認識し、自己と他者、あるいは全体との関係性構築へと促されるであろう。したがってこうした観察があって初めて、共通の利益（＝ダブル・コンティンジェンシー状況に基づく不確定性の減少）のための関係性構築、「安全保障の不可分性」の把握（＝予期の予期の安定化）が可能となるだろう。そして、そこでコミュニケーションされる全ては、どの区別を用いて観察するのかという観察視座によって、コミュニケーションされるものが異なってくるということをも把握される。OSCE における「安全保障の不可分性」「価値観の共有」は、参加国間の相互関係、あるいは OSCE 全体の関係性についての認識が各参加国にあって初めて共有可能であるが、こうした認識は、セカンド・オーダーの観察からもたらされるものであろう。社会システムの構築、予期構造の安定化の条件はここへきて揃ったこととなる。

しかし、こうした条件だけではそれが敵対国を関係性構築へと向かわせる決定的要因とはならないだろう。また、両者の間に成立している、あるいは成立することを目指すとする「信頼」という概念についての問題が残っている。

セカンド・オーダーの観察、それによるダブル・コンティンジェンシー状況の把握によって関係性構築の端緒は開かれるであろう。しかし、そこにおけるダブル・コンティンジェンシー状況は原理的にはいまだ健全である。どのようにそれを減少させ、どのような関係性を築いてゆくのか、そこにおいて「信頼」関係の構築は可能であるのかを考えねばなるまい。次章では、これまで述べた条件を前提に成り立つ「システム信頼」（後述）こそが、たとえ敵国間であろうとも、関係性構築が可能となる事態のキー概念になっていると考え、議論を展開する。

### 第3章：「システム信頼」による「信頼醸成措置」概念の再規定

#### 第1節：「システム信頼」概念について

「信頼」という概念は、相手の人格に固有な性質や当事者同士の相互関係から生じた何らかの契機（感情的なもの）を手掛かりにするものというとらえられ方が一般的であろう。たとえば山岸は、「相手が自分を搾取しようとする意図をもっていないという期待の

中で、相手の人格や相手が自分に対してもつ感情についての評価にもとづく部分」(山岸 1998、39 頁)と「信頼」概念を定義づける。このように「信頼」概念は、しかし、「信頼」概念には、それ以外のとらえ方もある。

ルーマンは、心的側面に注目して「信頼」を捉える方法ではなく、信頼の作用を規制する歴史的・社会的諸条件を考慮に入れ、機能分析という方法で信頼の社会的な働きを究明し、「信頼 (Vertrauen)」概念をとらえる。そして、信頼の機能は、複雑性を縮減し、不確定性を減少するところにあるとしている。

そうした信頼は、「人格的信頼」と「システム信頼」の二つの様式に分けることができる。「人格的信頼」とは、人格的なものを介して形成される信頼で、先の山岸の定義による信頼と同様、我々の日常生活の中で一般的に用いられている意味での「信頼」とほぼ同じと見てよいであろう。一方システム信頼とは、「システムが作動しているという前提のもとで、そのシステムの働きに信頼を置いている」(Luhmann1973,S.54=1990、92 頁)ことを指す。文明化し、高度に機能分化した社会においては、複雑性や不確定性が増し、それまでの単純な社会でのように、特定の個人を信頼することや、慣れ親しんだ環境や規範に依拠し、社会秩序を構成してゆくことは不可能となる。そうした社会においては、自己や他者の諸々の選択を連関させ、社会秩序を構成する機能を果たす信頼として、それまでの人格的な信頼に加えて、様々な機能システムごとに特化した形で現出するシステム信頼が登場する。つまり、他者と共に属するシステム自体、システムの機能に対する信頼である。このようなシステム信頼が成立するにあたって重要なのは、信頼に対する信頼、つまり「信頼の再帰性」である。この場合の「信頼の再帰性」とは、「個人は、他者が自分と同じやり方で第三者を信頼していることを信頼する」(Luhmann1973,S.76-77=1990、128 頁)ことを指す。

こうしたシステム信頼は、自分が他者と共同生活を送っている社会システムの構造的な特性についての情報を獲得することによって形成される。つまり、他者の将来の振舞に関して完全な信憑性ある情報が与えられることは不可能であるが、他者ではなく、システムそのものが、不足している情報を補ってくれ、信頼形成への手掛かりを与えてくれるのである(Luhmann1973,S.40=1990、68 頁参照)。また、人格的な信頼とは異なり、システム信頼においては、信頼の対象が一部の機能に対してだけの信頼であるため、親密なつきあいに基づいて行為の安定性が保障される必要性がない。システム信頼はこのように、他者の自由で予測不能な行為によって引き起こされる攪乱の排除、それも特に関係性の薄い他者との関係における攪乱の排除のために、相互行為者双方によってとら

れる「信頼」の様式である。当事者をこうしたシステム信頼へと動機づけるものは、他者の自由で予測不能な行為によって引き起こされる攪乱を排除することへの視座である。

さらにシステム信頼をとる当事者は、それぞれがどのような観点からシステムや他者をとらえているかということ、つまり先に述べた再帰性等を、それぞれがメタ的にとらえることによって関係性全体（全体システム）を把握し、その上で自己をそこにかかわらせている。これはまさに「セカンド・オーダーの観察」であろう。

こうしたシステム信頼が成り立っているという見方であれば、信頼醸成措置における「信頼」概念の使用、そして敵対国間で合意が形成されることも説明できるのではないだろうか。では、これまでの議論を、具体的なレベル、OSCE の信頼醸成措置にあてはめて検討してみよう。

## 第2節：「システム信頼」から見た信頼醸成措置

### ）OSCEにおける信頼醸成措置の漸進的発展についての分析

まずは、OSCE における信頼醸成措置の特徴として挙げられる漸進的発展について。信頼醸成措置が発展したのは、取り決めは常に同意可能な最低限の原則であり、一度取り決められた措置がアクター間に継続して実行され、その遵守が確認されるということが段階的に起きたからであるとされる。こうした漸進的アプローチを OSCE ではとっていたため取り決めの遵守が容易となり、それによって相互の信頼感が必然的に醸成され、次のステップへと歩を進めることを可能にしていたとされる（坪内 1996、45 頁参照）。ルーマンは、「まず小さなリスクをおかして社会関係を作り始め、しだいに信頼に足ることが確認されることによって社会関係が確立する」（Luhmann1984,S.181=1993、200 頁）と述べるが、OSCE での信頼醸成措置の発展は、まさにルーマンの述べるこうした信頼による関係性構築として説明可能であろう。しかし注意すべきは、この「信頼」が、相互への信頼ではなく、「システム信頼」ではないだろうかという点である。

これは元々相互への信頼ではなく、システム自体が遂行されることで生み出される信頼感であり、それが結果的に相手への信頼へとつながっていると捉えることはできないだろうか。厳密に言えば、この相手への信頼というのも、相手がこのシステムに従うであろうということへの信頼であって、純粋に相手への信頼といった、日常的な用法とは異なる。

信頼醸成措置が、そもそも敵国間でとられた措置であることを考えると、相手との間に直接的な信頼関係が簡単に構築されるとは考え難い。信頼醸成措置では、ルーマンの述

べるような小さなリスクをおかして取り決めがなされ、その取り決めが参加国に守られることから、信頼醸成措置というシステムが機能しているとまず確認される。そして、他国もこのシステムに従うであろうという意味での信頼が、つまりはこのシステムが機能しているということへの信頼が互いに醸成される。このシステムへの信頼が積み重ねられることによって信頼醸成措置が漸進的に発展したと捉える方が自然であろう。

#### ）OSCEにおける信頼醸成措置の交渉過程における特徴分析

次に、OSCEの信頼醸成措置における非論争性と議論の継続性について見てみよう。

ルーマンは、セカンド・オーダーの観察に基づくコミュニケーションにおいて取るべき当事者の態度を、「互いの立場放棄を強要せず相互に説得されずに進行する相互了解」として提起する。こうした「相互了解」とは、ルーマンは明記していないが、相互行為者による相互了解という機能に対する信頼、つまりシステム信頼によって可能となる事態であろう。この「相互了解」とは、コミュニケーションが相互に受け入れられ、それがさらなるコミュニケーションの基盤に据えられることを指すのであって、意見の一致は必要とされない。このような相互了解のスタイルにおいては、未来についての想定が少しでも疑わしいものになった場合、新しく交渉を要求することができるが、そこにおいては、現前している事実よりもむしろ、交渉の続行それ自体をめざし、その場その場での「解決策」見出す過程が重視される（小松 2003、79-82 頁参照）。

この提案におけるルーマンの真の意図は、当事者それぞれの観察を相互的に観察する道を開くところにある。単に現象レベルにおける相違に着目するのではなく、互いに異なる観察視点を明確にすることを意味する。セカンド・オーダーの観察に基づいて、現象レベルにおける現われは観察者の観察に依存的であることまでをも、その現われが別様である可能性があることまでをも視野に入れたものである。しかしこうした「相互了解」が仮に行われたとしても、決して相互の相違が解消される訳ではない。ただ少なくとも、相互に異なったものの見方をしているということで、その相違を取り扱うことが可能になることはあるであろう（山口 2002、215 頁参照）。

OSCEにおける信頼醸成措置が継続発展した要因は、OSCEの参加国がそれぞれに意識的にルーマンの提唱するような「相互了解」を実行している訳ではないであろうが、こうしたルーマン理論で理論付けることができると考える。たとえば OSCE では、多数決ではなくコンセンサス方式をとり、時間をかけて議論が行われたために、相互理解も深まり、合意に至ることができたといえる。しかもその際の合意は、常に同意可能な最低

限の原則であった。無理な合意を得ようとはせず、最低限でもその議論の継続だけが重要視された。これは、相互の関係性を視野に入れ、相互の観察視点が異なり得るということを前提にしているがゆえに可能となる事態である。OSCE の信頼醸成措置における交渉は、まさにルーマンの提唱する「相互了解」のプロセスを経て、継続し合意されたものであろう。OSCE では信頼醸成措置に関して、ルール違反に対しても非難ではなくアドバイスというかたちでの指導を行う協調的アプローチをとっていた（平井 1998、228 頁参照）。このこともまた、相手の行為に疑念が生じた場合、新たに交渉を求め、そこでは意見の一致やそこに現前している事実より、相手との交渉続行それ自体をめざしているという一例ではなかろうか。

さらに、こうした関係性、交渉の継続は、信頼によるシステムを安定化させる作用を持つ。ルーマンによると、当事者の関係が継続すればする程、相手を裏切るコストが大きくなり、信頼によるシステムは当事者を拘束し、システムそのものを安定化させる。その中で、信頼は一種の資本となってゆく。信頼の継続や撤回の諸条件を提示することで、他者の行動を制御することができるのである。さらに、信頼を維持し、使用可能な資本として利用するためには、常に自己を信頼に値するものとして表現してゆくことが必要となるが、その過程で、仮にそれが偽装であっても、知らぬまに現実のものとなってしまふ。システムが安定化する中で信頼は徐々に義務づけの機能をもち始めるのである。

信頼にはこのようにリスクを低減する補助的なメカニズムがいくつか必要である。信頼するということは、その信頼が期待外れに終わるリスクを常に孕んでいるという際どい選択肢に関わる行為である。信頼システムの安定化、つまり信頼を介した予期の予期の安定化には、信頼を補完するものを同時進行で行うことが求められるのである。中でも特に、関係性の継続は、相互行為者にシステム信頼への積極的動機を促す。システム自体の安定性が確認されて初めて、システム信頼への積極的動機が生じてくるであろう。

OSCE の信頼醸成措置では、まず小さなリスクをおかすこと、最低限可能な取り決めから「信頼の醸成」が始められ、その後冷戦時代においても一貫して交渉が継続された。その長期的なプロセスの中、各国は取り決めに従うことで、間接的に信頼への関心やシステムに従うという意味で自己が信頼に値するということを表現し合い、信頼システム自体が安定化してゆくこととなる。その中で、信頼することが各国の行動規則として受け入れられ、具体的措置も漸進的に発展したと捉えられるだろう。交渉の継続が、一つシステムの安定化作用として働き、そのシステム自体の安定化によって、より一層関係性の強化、延いては信頼の強化が図られたのである。さらにその中で次第に信頼が義務

として機能し始め、そしてまた、信頼という資本を行為者が自覚することによってさらなる規制をも受け入れる状況が生じてきたのではないだろうか。信頼醸成措置に関してのみならず、それを扱うOSCEそのものが組織として安定化、あるいは強化されてきたことも信頼システム自体の安定化を保証してもいるだろう。「価値観の共有」を伴った堅固な組織への安心感の共有性からの制約の受け入れはこうした意味づけが可能である。

#### ）信頼醸成措置の具体的内容の意義

さらに信頼の補助的なメカニズムの役割を果たすものとして、他には法が挙げられる。ルーマンは法を、「信頼が裏切られた場合での法的状況とサンクションの可能性は、信頼するかしないかを決断するさいに、一定の補助を提供してくれる」（Luhmann1973,S.37=1990、63頁）とする。

信頼醸成措置においては、具体的措置としての透明化の措置、規制措置、検証措置がこれに当てはまる。それぞれの措置には固有の意義があるが、こうした措置がOSCEのように全て義務付けられると、これら措置すべてが参加国を制約するようになり、参加国はこれら措置に従って予期を行えばよい。これら措置が全て義務付けられていない場合は、規制措置のみがこの役割を担うであろう。ただし、検証措置もまた、法的措置でなくとも、履行の保障をする措置であるため、透明化の措置や規制措置を受けてであるが、同様の機能を果たすだろう。また、参加国がこれらのうちの措置の履行を行っても、それがシステムへの「信頼」の表明になり、信頼の再帰性を生み出す。さらに、そうした「信頼」の表明によって次第に「信頼」が義務づけの機能を持ち始めるようになるであろう。そうしてシステムの安定化を強化する機能も果たす。

また、透明化の措置というのは、信頼醸成措置の意味（論理）をそのまま受けている措置で、情報交換を主とする措置であるが、威嚇や挑発の意思が存在しないことの意味表示でもあり、予期を行い易くするといった意味を持つ。ルーマンによると原理的には相互行為者は互いにブラックボックスであるため、予期が外れる危険性が高いが、その危険性を減少させ予期をより行いやすくするため、あるいはそのきっかけを作るためにも対話や交流、あるいは情報交換といった透明化の措置がとられるのであろう。相互行為者が社会的に完全なる未規定な状況にあるということは現実社会には存在せず、それぞれが相手についての何らかの手掛かりを通して選択を開始する。そして時間的経過の中で、当事者たちは互いに相手の選択を前提としながら選択を接続させてゆくことを通して、相手が抱いている予期を予期しうようになる。国際政治の場において、対話や

交流、情報交換が重要であるとされる理由、信頼醸成措置においてもそうした規定が盛り込まれる理由はひとつここにあるのだろう。しかし、どんなに対話を重ねても、交流を深めても、相手の意識内容を知ること、相手を精確に算定することもできないことは強く認識しておかねばならない。

信頼醸成措置として3つに分類される具体的措置には、上記のような意義があるのではないだろうか。そして関係の継続（組織の安定化・制度化）や法の整備、予期の手がかりとしての情報交換等、これらすべてが合わさるとシステム信頼に基づくシステム（＝信頼醸成措置）が安定化し、発展する。

### おわりに

OSCEにおける信頼醸成措置の現実的なところでの発展に寄与した方法、特徴を理論づけると、以上のようになるであろう。熾烈な東西冷戦只中のヨーロッパにおいて合意がなされ、さらにその後も精緻化される一方のOSCEにおける信頼醸成措置には、システム信頼に必要なさまざまな条件がはからずも揃っており、システム信頼が機能したために、これまで発展してきたと考える。

以上のような考察から、信頼醸成措置に関して、なぜ敵国間でも合意が可能であるのか、「信頼」とはどういう意味であるのかが明らかになったのではないだろうか。これら考察から「信頼醸成措置」概念の原理的説明を取り出しまとめると、以下のようになるであろう。

信頼醸成措置は、原理的解釈によれば、それぞれがどのような観点から信頼醸成措置をとらえているかということ、各参加国がメタ的に（セカンド・オーダーの観察から）とらえることによって、関係性全体を把握し、そこに自己を関わらせているような措置である。セカンド・オーダーの観察からのシステムを介した自己規定（＝全体規定）によるものと言ってもよいであろう。そのシステムとは、ダブル・コンティンジェンシー状況から生じる共通の利益に基づいて創発された社会システムであり、それを可能にしているのもまたセカンド・オーダーの観察である。そして、その関係性を規定している「信頼」は、参加国相互の信頼ではなく、それぞれが信頼醸成措置というシステムを信頼しているという、システム信頼のことである。このシステム信頼は、その社会システムにおける複雑性を縮減し、不確定性を減少させるという機能を持つが、親密でない不透明な他者の間でも機能する。このシステム信頼が機能することによって、相互行為における予期の予期、つまり、関係性の安定化がはかられる。しかし、システム自体が安

定的に存在していること（するであろうこと）が確認されない限りは、こうしたシステム信頼への積極的な動機は生じてこない。その信頼によるシステム自体を安定化させる作用を、システムに参加する当事者の関係性の継続の継続が持つ。したがって始めは小さなリスクのみを負って信頼を開始し、その後関係性の継続によりシステム自体の安定を確認することでさらなる信頼へと発展して行くことになる。さらに、そうしたシステム信頼を補完するものとして、他に法の整備や情報交換が挙げられる。上述したさまざまな条件が揃い、システム信頼が機能すれば、OSCEのように制約を各国が自発的に受け入れるという先進的な信頼醸成措置が構築可能であると考ええる。

信頼醸成措置とは、OSCEにおける信頼醸成措置を通して考えると、このような論理を原理的には有している措置なのではないだろうか。そして、信頼醸成措置が安全保障上有効であるとされる理由は、こうしたセカンド・オーダーの観察を介したシステム信頼による関係性の継続によって、複雑性の縮減、不確定性の減少がはかられ、たとえ敵国間であろうとも、予期構造が安定化するためであろう。

従来の説明に加えて、あるいはその基本論理が立てられる原理として、以上のようなことを認識すべきではないだろうか。こうした原理的な解釈、新しい意味づけ（再規定）によって、初めて「信頼醸成措置」の事實的・經驗的有効性の理由も明らかになり、歴史的諸事実の意味づけも明瞭になると考える。また、このような認識こそが、安全保障の中での信頼醸成措置の位置づけ、機能、可能性を明確にするものであろう。さらに安全保障においては、信頼醸成措置の原理的解釈から読み取れるポイント（セカンド・オーダーの観察によるシステム信頼）こそが、重要であると考ええる。なぜなら、安全保障において、当事者間にこうしたシステム信頼が機能した場合、誤解や誤算によって戦争が生じる可能性を減じるのみならず、当事者間の関係性が、たとえ敵国間であろうとも構築され、さらには安定するだろうからである。したがって、こうした信頼醸成措置の原理は、安全保障、あるいは外交交渉に対して、はたまた紛争解決、あるいは回避の方法に対して重要な示唆の意味を持つのではないかと考える。

（Yuko Nitta, 本学大学院国際関係研究科前期課程）

---

<sup>1</sup> OSCEとは、1975年に冷戦下のヨーロッパで東西両陣営と非同盟・中立諸国を包摂するフォーラム的な存在として登場し、現在では機構化されるにまで至った欧州安全保障・協力機構（OSCE; 1994年12月以前は欧州安全保障・協定会議[CSCE]）のことである。当初の参加国は35ヶ国であったが、現在では、米・カナダ及び欧州から中央アジアに至る55ヶ国が加盟する大規模な機構となっている。本稿では、現在で言うところのOSCEに言及する際、名称変更がなされる1994年以前に特定しての記述においてはCSCEと表記するが、それ以外はすべてOSCEと表記する。

ii CSCEでは、マドリッド再検討会議において、措置が単に信頼を醸成するのみならず、参加国の安全保障を直接に強化するものであるとの意図から、信頼醸成措置（CBM）を、信頼安全保障醸成措置（CSBM: Confidence and Security Building Measures）とすることが採択された（坪内1994、78-79、89頁）。しかし、本稿では主にOSCEにおける信頼醸成措置に注目するものの、主眼は「信頼醸成措置」概念一般の考察を行うことにあるため、OSCEにおける措置に関しても、一貫して「信頼醸成措置」という表記を用いる。

iii 詳細については坪内 1994、69-70 頁、浅田 1990a、112-117 頁を参照のこと。

iv NATO・NNA諸国は、信頼醸成措置に対して、大規模な軍事演習の事前通告を演習開始日の21日以前に行ったり、通告内容に取り決め以上の情報を盛り込むなど前向きな姿勢を見せていた。しかし、WTO諸国は通告を調度21日前に行うことがほとんどで、通告内容も最低限でしかないなど消極的な態度を保っていた。

v ベオグラッド再検討会議の詳細についてはBloed1993,pp.50-52 を、マドリッド再検討会議の詳細については浅田 1990b、176-179 頁;西村 2000、142-149 頁;Bloed1993,pp.42-54 を参照のこと。

vi たとえば2年前までに通告しなければ実施できない活動の基準が7.5万人から4万人へと引き下げられた。ウィーン文書 1990の詳細については当文書の他、坪内 1995、66-69 頁;百瀬他 1992、28-36 頁を参照のこと。

vii ウィーン文書 1992の詳細については当文書の他、坪内 1995、74-77 頁;百瀬他 1992、293-300 頁等を参照のこと。

viii ウィーン文書 1994の詳細については当文書を参照のこと。

ix 例えば、戦略兵器削減交渉(START)、欧州中距離核戦力(INF)交渉、中央相互兵力削減交渉(MBFR)など多くの軍備管理交渉は、1983年末のNATOによる中距離核ミサイル(INF)の欧州配備開始の直後、ソ連側からの通告により中断された（浅田 1990a、92 頁参照）。

x ホフマンは国際政治において、国家間が協調関係にある場合、そこにいつでも信頼関係が成り立っていると想定することに対して批判を投げかけている。これは信頼関係が成立することの困難性を間接的に指摘したものではないだろうか（cf. Hoffman2002,pp.376-379）。

xi OSCEは、域内共通の国家行動の規範として、また国家と社会の関係を律する規範として安全保障の「人的側面」、国内における軍の行動規範として「安全保障の政治・軍事的側面の行動規範」、軍事関係での「信頼安全保障醸成措置」、の各領域で規範設定に合意している（吉川2000、7頁参照）。

xii このように諸々の可能性に対して選択的な働きを加えることを「複雑性の縮減」という。

xiii ルーマンに依拠すると、相互行為におけるダブル・コンティンジェンシー状況から創発的に生じる関係性を社会システムというが、これは、コミュニケーション・システムそのものであり、また予期構造でもある。本稿においてはこの3つの概念が文脈に応じて入り乱れて使用されているが、それらは同一内容を単に異なるアスペクトから表現しているだけであり、同一内容を示していると見てよい。なお本稿では、具体的には、信頼醸成措置における取り決め、あるいはその枠組み自体を指す。

#### 参考文献

浅田正彦(1990a)「CSCEプロセスと信頼醸成措置(一)」、『岡山大学法学会雑誌』第40巻1号、1990年7月、87-132頁

浅田正彦(1990b)「CSCEプロセスと信頼醸成措置(二)」、『岡山大学法学会雑誌』第40巻2号、1990年9月、167-271頁

吉川元(2000)「OSCEの安全保障共同体創造と予防外交」、『国際法外交雑誌』98巻6号、2000年2月、1-34頁

クニール、ゲオルク/アルミン・ナセヒ著 舘野・池田・野崎訳(1995)『ルーマン社会システム理

論』新泉社

小松丈晃 (2003) 『リスク論のルーマン』勁草書房

坪内淳 (1994) 「欧州安全保障協力会議 (CSCE) における信頼醸成措置 (CBM) の確立と発展 - ヘルシンキ宣言とストックホルム文書を中心として - 」、『早稲田政治公法研究第 47 号』、63-90 頁

坪内淳 (1996) 「『信頼醸成』 国際安全保障の新たな視角 」、『早稲田政治公法研究第 51 号』、31-50 頁

坪内淳 (1997) 「ヨーロッパは新たな世紀の安全保障モデルとなるか - 相互不信と規範構築をつなく OSCE プロセス - 」、『外交時報』1997 年 7、8 月合併号、69-86 頁

坪内淳 (1999) 「信頼醸成概念の再構築へ向けて 冷戦型定義からの脱却と普遍的可能性 」、『山本武彦編 (1999) 『国際安全保障の新展開』早稲田大学出版部、77-97 頁

西村めぐみ (2000) 『規範と国家アイデンティティの形成』多賀出版

平井照水 (1998) 「第 9 章 冷戦終結後の新たな紛争管理」、加藤朗編 (1998) 『脱冷戦後世界の紛争』南窓社、201-235 頁

百瀬、植田編著 (1992) 『欧州安全保障協力会議 (CSCE) 1975-92』日本国際問題研究所

山岸俊男 (1998) 『信頼の構造 - こころと社会の進化ゲーム - 』東京大学出版会

山口節郎 (2002) 『現代社会のゆらぎとリスク』新曜社

Bloed, Arie ed. (1993) *The Conference on Security and Co-operation in Europe : analysis and basic documents, 1972-1993*, Martinus Nijhoff Publisher

Ghebali, Victor-Yves (1989) *Confidence-building measures within the CSCE process : paragraph-by-paragraph analysis of the Helsinki and Stockholm regimes*, United Nations New York

Hoffman, Aaron M. (2002) 'A Conceptualization of Trust in International Relations' *European Journal of International Relations* 2002, vol. 8(3) pp.375-401

Holst, Johan Jorgen, (1983) 'Confidence-Building Measures: A Conceptual Framework' *Survival*, vol.25,no.1, 1983, pp.2-15

Luhmann, Niklas, (1972) *Rechtssoziologie*, Rowohlt Taschenbuch Verlag. = ルーマン、ニコラス 著・村上、六本訳 (1977) 『法社会学』岩波書店

Luhmann, Niklas, (1973) *Vertrauen-Ein Mechanismus der Reduktion sozialer Komplexität* (2. erweiterte auflage), Ferdinand Enke Verlag Stuttgart = ルーマン、ニコラス著・大庭、玉村訳 (1990) 『信頼 社会的な複雑性の縮減メカニズム』勁草書房

Luhmann, Niklas, (1984) *Soziale Systeme: Grundriss einer allgemeinen Theorie*, Suhrkamp =

- ルーマン、ニコラス著・佐藤勉監訳（1993;1995）『社会システム理論（上）（下）』恒星社厚生閣
- Rotfeld, Adam Daniel (1983) CBM in and for Europe Wolf Graf von Baudissin, ed.(1983)  
*From Distrust to Confidence: Concepts, Experiences and Dimensions of Confidence-Building Measures, Vol.* , Nomos Verlagsgesellschaft
- CSCF, Final Act, Helsinki, 1 August 1975
- CSCF, Charter of Paris for a new Europe, 21 November 1990
- CSCF, Summary of Conclusions and Decision on Peaceful Settlement of Disputes, Third Meeting of the Council, Stockholm, December 1992
- CSCF, Concluding Document of Budapest-Towards a Genuine partnership in a New Era, 6 December 1994
- CSCF, Document of the Stockholm Conference on Confidence-and Security-Building Measures and Disarmament in Europe Convened 1986, 17 January 1984 to 19 September 1986
- CSCF, Vienna Document 1990, 9 March 1989 to 17 November 1990
- CSCF, Vienna Document 1992, 9 March 1989 to 4 March 1992
- CSCF, Vienna Document 1994, 28 November 1994
- OSCE, Vienna Document 1999, 16 November 1999
- United Nations, Resolution 914(X), A/RES/383, 16 December 1955
- United Nations, A/36/474, 1981